

消防団運営委員会委員名簿

役	職 名	氏 名	根拠
委員長	千 代 田 区 長	樋 口 高 顕	* 1
委員	丸の内防火防災協会長	杉 山 博 孝	* 2
委員	麴町防火防災協会長	青 山 光 憲	
委員	神田防火防災協会長	坂 井 重 正	
委員	区 議 会 議 員	小 野 なりこ	* 3
委員	区 議 会 議 員	岩 田 かずひと	
委員	区 議 会 議 員	う が い 友 義	
委員	区 議 会 議 員	山 田 丈 夫	
委員	丸の内消防署長	齊 藤 悦 弘	* 4
委員	麴町消防署長	久 保 田 幸 雄	
委員	神田消防署長	川 原 省 太	
委員	丸の内消防団長	千 葉 太	* 5
委員	麴町消防団長	平 位 誠 一	
委員	神田消防団長	小 林 泰 夫	

* 1 特別区の消防団の設置等に関する条例（東京都条例）第7条第1項の委員長

* 2 特別区の消防団の設置等に関する条例（東京都条例）第5条第1号の委員

* 3 特別区の消防団の設置等に関する条例（東京都条例）第5条第2号の委員

* 4 特別区の消防団の設置等に関する条例（東京都条例）第5条第3号の委員

* 5 特別区の消防団の設置等に関する条例（東京都条例）第5条第4号の委員

なお、委員の任期については、特別区の消防団の設置等に関する条例（東京都条例）第6条による。

各団の人員及び可搬ポンプ積載車配置状況

	人員		可搬ポンプ積載車配置状況			
	定数	現員	台数	分団	配置年月日	配置場所
丸の内	100名	103名 (103%)	2台	第1分団	令和3年2月19日	丸の内消防署 大手町1-3-5
				第2分団	平成19年2月20日	有楽町出張所 有楽町3-8-1
麴町	120名	106名 (88.3%)	3台	第1分団	平成20年3月13日	第1分団格納庫 平河町2-5-1
				第2分団	平成26年3月7日	第2分団格納庫 四番町6-1
				第3分団	令和2年2月14日	第3分団格納庫 飯田橋3-13-3
神田	150名	119名 (79.3%)	3台	第1分団	平成26年1月21日	第1分団格納庫 神田三崎町2-12-13
				第2分団	平成25年3月12日	第2分団格納庫 神田淡路町2-101
				第3分団	平成30年2月13日	第3分団格納庫 岩本町3-11-1

令和3年7月1日現在

分団施設状況

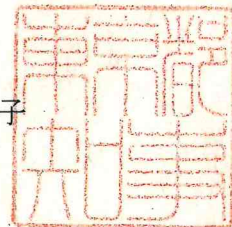
	分団名	所在	建築年月日	建物構造	占有面積	借地借家	建物形態
丸の内	第1分団	施設なし					
	第2分団						
麴町	第1分団	平河町 2-5-1	H24.1.31	耐火造 6/1	95.81 ㎡	借地	併設 (麴町中学校)
	第2分団	四番町 6-1	H10.3.23	耐火造 9/1	74.43 ㎡	借家	併設 (都営アパート)
	第3分団	飯田橋 3-13-3	H12.8.5	軽量 鉄骨造 2/0	49.68 ㎡	借家	専用独立
神田	第1分団	神田三崎町 2-12-13	H22.9.21	耐火造 7/0	64.35 ㎡	庁	併設 (三崎町待機宿舎)
	第1分団	神田神保町 3-17-40	H28.10.14	耐火造 5/0	17.23 ㎡	庁	併設 (待機宿舎)
	第2分団	神田淡路町 2-101	H22.4.1	耐火造 41/3	63.84 ㎡	借家	併設 (ワテラス)
	第2分団	神田錦町 3-22	H27.4.30	耐火造 17/2	35.74 ㎡	借家	併設 (テラススクエア)
	第3分団	岩本町 3-11-1	H7.3.31	鉄骨造 2/0	47.61 ㎡	庁	専用独立
	第3分団	神田佐久間河岸 44	H22.11.8	鉄骨造 1/0	18.54 ㎡	借地	専用独立
	第3分団	外神田 6-11	H22.6.1	軽量 鉄骨造 1/0	10.0 ㎡	借地	併設 (町会詰所)



2 東消防消第336号
令和2年8月3日

千代田区消防団運営委員会
委員長 石川 雅己 様

東京都知事 小池 百合子



特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第53号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

別紙

1 諮問事項

「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」

2 趣旨

地域に密着した消防団は、平常時において消火活動をはじめ防火防災訓練指導など献身的な活動をしており、水災時の活動においても大いに期待されている。

近年、気候変動等の影響により、超大型台風や局地的豪雨による自然災害が発生しており、令和元年10月に発生した台風第19号では、多くの消防団員が水災事象に対応し、避難誘導、土のうを活用した浸水防止活動及び排水活動などに従事したところである。

こうした中で、消防団の活動体制、避難所支援等の対応、装備資機材・分団本部施設の充実強化などの課題が抽出された。

このことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について諮問するものである。

3 審議期間

令和2年8月から令和3年7月まで

4 答申期日

令和3年7月31日

・ 諮問事項

水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか

・ 諮問の趣旨

地域に密着した消防団は、平常時において消火活動をはじめ防火防災訓練指導など献身的な活動をしており、水災時の活動においても大いに期待されている。
近年、気候変動等の影響により、超大型台風や局地的豪雨による自然災害が発生しており、令和元年10月に発生した台風第19号では、多くの消防団員が水災事象に対応し、避難誘導、土のうを活用した浸水防止活動及び排水活動などに従事した。

・ 審議内容

水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について審議する。

- 1 活動体制
- 2 装備資機材・分団本部施設

・ 課題

活動体制

- 1 災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期
 - ・ 居住地団員の参集が早過ぎるなど、地域特性や災害状況に応じた招集及び任務班の編成時期について、現員数を考慮した検討が必要である。
- 2 水災活動時の教育訓練及び安全管理
 - ・ 風水害時の災害対応の知識・技術の習得が必要である。
- 3 河川越水等による浸水時の機能移転計画
 - ・ 浸水想定区域内にある分団本部機能維持のための計画（機能移転、活動団員の退避時期など）が必要である。
- 4 広範囲の浸水などの長時間活動に備えた応援体制の構築
 - ・ 災害発生状況、規模に差異があり隣接消防団での応援体制の検討が必要である。
- 5 情報収集体制の強化
 - ・ 団本部と分団本部間での情報共有方法や情報収集環境の整備が必要である。
- 6 住民等からの避難所支援の要請対応
 - ・ 避難所から避難者の移動要請に対応できる体制の検討が必要である。
 - ・ 避難所の支援に対応できる体制の検討が必要である。

装備資機材・分団本部施設

- 1 予想を超える水災に対する装備資機材の増強
 - ・ 越水、内水による浸水対応資機材（排水資機材・胴長・土のう・水のう等）が不足している。
 - ・ 浸水防止活動時（汚水）の衛生管理資機材が不足している。
 - ・ 夜間対応資機材が不足している。
- 2 分団本部施設の機能向上
 - ・ 感染症対策としてのソーシャルディスタンスの確保や、仮眠用資機材の確保等の機能向上が必要である。

1-1 検討項目		活 動 体 制
課 題	検 討 結 果	
1 災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期	<p>1 警戒レベルに応じた段階的な招集人員、任務班の編成時期や優先順位について</p> <p>(1) 「避難情報に関するガイドライン(内閣府)」に示す警戒レベル、その他気象情報等に応じて消防団長の判断により段階的に招集する。</p> <p>(2) 水防第二非常配備態勢の発令時、警戒レベル2以下で情報収集班・監視警戒班警戒レベル3相当により避難誘導班・支援班・消火班・水防工法班を編成する。</p> <p>(3) 任務班以外の居住地団員は、自宅で出動できる体制を確保する。</p> <p>2 最低限必要な消防力を確保する観点から、現員数も考慮し平時の火災に対応する消火班等の確保を考慮した任務班の編成について</p> <p>(1) 情報収集班・監視警戒班・避難誘導班・支援班は2名から4名で編成する。</p> <p>(2) 消火班・水防工法班は4名以上の編成とする。</p>	
2 水災活動時の教育訓練及び安全管理	<p>1 実践的な訓練方法について</p> <p>(1) 消防署隊と区が連携した地域特性に応じた訓練の推進</p> <p>(2) 水災活動や水災活動用資機材(フローティングストレーナー・フロートロープ等)を活用した実践的な訓練の推進</p> <p>(3) 救命ボートを活用した訓練の推進(水難救助隊による訓練指導)</p> <p>(4) 河川管理者と連携した訓練の実施 ・実際に船着場や河川を活用した訓練</p> <p>(5) e-ラーニングの活用</p> <p>2 水災活動時の安全管理について</p> <p>(1) 水災活動現場における消防活動の留意事項に関する教養(事故事例等により危険予知能力の向上を図る。)</p> <p>(2) 指揮者に対する安全管理教養</p> <p>(3) 救命胴衣等水災活動時に使用する保安用具に関する教養</p> <p>(4) e-ラーニングの活用</p>	
3 河川越水等による浸水時の機能移転計画	<p>1 消防署隊と連携した団本部の機能移転計画について</p> <p>(1) 団本部は署隊本部と同一場所にあることから、署隊本部の移転計画に準ずる。</p> <p>(2) 分団本部については、ハザードマップから浸水想定を考慮し、移転計画が必要か否かを判断する。</p> <p>2 浸水想定区域内で一時的に最低限移動が必要と考える車両・資機材や移転先又は時期について</p> <p>(1) 警戒レベル3相当でも緊急的に浸水が進む場合には車両、消火資機材及び水災資機材などを高台の場所に移転</p> <p>(2) 警戒レベル4相当で車両、消火資機材及び水災資機材などを高台の場所に移転</p> <p>3 消防団員の退避時期について</p> <p>(1) 車両及び資機材等が移転すると同時</p> <p>(2) 緊急性のある情報に基づく移転(河川に氾濫危険情報が発令された時期等)</p>	
4 広範囲の浸水などの長時間活動に備えた応援体制の構築	<p>1 消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる(消防組織法第18条第33項)を前提とした、相互応援体制のあり方について(隣接応援・行政区内応援・方面内応援)</p> <p>(1) 消防隊の応援と同様に、自己消防団管轄区域内の災害状況及び参集状況により対応する。</p> <p>(2) 過去の水災事象を鑑み、相互応援を要する区域を把握する。</p>	

1-1 検討項目		活 動 体 制
課 題	検 討 結 果	
4 広範囲の浸水などの長時間活動に備えた応援体制の構築	<p>2 人員、資機材隣接地域の災害対応補完隊など相互応援の活動内容について 応援を受ける消防署長の所轄において消防団長の指揮の下で行動し、現場指揮者より任務付与を受け活動する。</p> <p>3 相互応援体制や災害対応補完ができる条件について</p> <p>(1) 自己管轄区域内で水災等の災害発生危険が少ない場合</p> <p>(2) 隣接管轄区域との境界地域で同一災害事象の場合</p> <p>(3) 隣接区域に差し迫った水災危険があり、緊急的に応援が必要な場合</p> <p>(4) 派遣できる消防団員が複数名確保できる場合</p>	
5 情報収集体制の強化	<p>1 インターネットによる情報収集環境の整備</p> <p>(1) PC、タブレット、スマートフォン等の情報収集端末の配置</p> <p>(2) ウェアラブルカメラの配置</p> <p>(3) Wi-Fiによるインターネット環境の整備</p> <p>2 オンラインでの情報連絡・報告環境の拡充等について</p> <p>(1) オンライン会議での情報連絡を図る。</p> <p>(2) SNSを活用した消防団員間の早期情報共有を図る。</p> <p>3 平常時活動での活用方法について</p> <p>(1) 警戒時の情報収集及び訓練指導時に活用を図る。</p> <p>(2) 各種消防団活動状況の情報収集として活用する。</p>	
6 住民等からの避難所支援の要請対応	<p>1 消防団は災害対応が本来業務であり最優先事項であることの再確認について 消防団の災害活動は、署隊本部または指揮本部のもと指揮系統の一元化を図り、消防団の保有する装備資機材を十分に活用し、消防署隊との連携による人命救助活動及び被害の軽減を図ることを基本とする。</p> <p>2 避難所に対する消防団の協力内容や方法について</p> <p>(1) 班を編成し、避難所において避難者の情報収集及び応急救護活動等の支援を必要に応じて実施する。</p> <p>(2) 班編成は救命講習修了者を含む編成を基本とし、応急救護体制を確保する。</p> <p>3 災害が発生し又は発生する恐れがある場合における、消防団の避難誘導のあり方及び消防団活動としての要配慮者の避難支援について</p> <p>(1) 避難誘導方法</p> <p>ア 区と連携を図りながら広報活動を実施するとともに避難所・順路の確認を実施し、高齢者等の要配慮者を優先に安全で速やかな避難誘導を実施する。</p> <p>イ 避難誘導班を編成し、避難情報について可搬ポンプ積載車等を活用により地域住民に周知を図る。</p> <p>(2) 避難場所への搬送方法</p> <p>ア 安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断し搬送する。(搬送に必要な資機材を使用できるように事前に準備しておく。)</p> <p>イ 地域又は町会単位にあらかじめ指定した避難場所に搬送する。</p> <p>(3) 要配慮者の避難支援の時期</p> <p>ア 警戒レベル3相当情報の発表があったとき</p> <p>イ 人命危険の災害発生が予測されるとき</p> <p>ウ 区から要請したとき</p>	

1-2 検討項目

装備資機材・分団本部施設

課 題	検 討 結 果
<p>1 予想を超える水災に対する 装備資機材の増強</p>	<p>1 人員、資機材の増強による活動能力の向上 (1) 可搬ポンプ及び可搬ポンプ積載車にGPS機能の導入 (2) 消防団組織力の向上を図るため、消防団募集活動を実施する。</p> <p>2 新たな装備資機材の導入 活動能力及び衛生管理が向上する資機材の導入 ・胴長、排水ポンプ、土のうに代わる浸水防止資機材(折畳式止水プレート等)皮手袋、消防団用救命ボート</p> <p>3 装備資機材の増強について フローティングストレーナー、フロートロープ、強カライト(防水型)の整備</p> <p>4 資機材の改良による活動能力の向上 (1) 手引き可搬ポンプ台車の軽量化 (2) とび口の軽量化と水深計機能付(浸水場所で足元が確認でき、ごみの除去等に活用)機材の整備</p>
<p>2 分団本部施設の機能向上</p>	<p>1 施設の規模 (1) 資機材の増強に対応できるスペースや収納倉庫の確保 (2) 水災時等の参集に伴うソーシャルディスタンスのスペース確保 (3) 浸水があっても資機材に被害のでない収容場所の整備</p> <p>2 施設の機能・設備 (1) 情報収集機器の設置スペースの確保 (2) 女性用トイレの整備</p> <p>3 資機材の整備 (1) 可搬ポンプ積載車配置後の手引きポンプ台車保管場所の整備 (2) 感染防止用の仕切り(アクリル板)や換気用扇風機等の整備</p>

資料 5

3 千 〇 第 〇 〇 〇 号
令和 3 年 7 月 日

東京都知事
小 池 百 合 子 様

千代田区消防団運営委員会
千代田区長 樋 口 高 顕

千代田区消防団運営委員会への諮問に対する答申について（案 報告用）

このことについて、千代田区消防団運営委員会への諮問（令和2年8月3日2東消防消第336号）に対する答申は、別添えのとおりです。

別添え

千代田区消防団運営委員会答申

「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」については、以下のとおりである。

・ 活動体制の検討結果

- 1 災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期
 - (1) 警戒レベルに応じた段階的な招集人員、任務班の編成時期や優先順位について
 - ア 「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」に示す警戒レベル、その他気象情報等に応じて消防団長の判断により段階的に招集する。
 - イ 水防第二非常配備態勢の発令時、警戒レベル2以下で情報収集班・監視警戒班、警戒レベル3相当により避難誘導班・支援班・消火班・水防工法班を編成する。
 - ウ 任務班以外の居住地団員は、自宅で出動できる体制を確保する。
 - (2) 最低限必要な消防力を確保する観点から、現員数も考慮し平時の火災に対する消火班等の確保を考慮した任務班の編成について
 - ア 情報収集班・監視警戒班・避難誘導班・支援班は2名から4名で編成する。
 - イ 消火班・水防工法班は4名以上の編成とする。
- 2 水災活動時の教育訓練及び安全管理
 - (1) 実践的な訓練方法について
 - ア 消防署隊と区が連携した地域特性に応じた訓練の推進
 - イ 水災活動や水災活動用資機材（フローティングストレーナー・フロートロープ等）を活用した実践的な訓練の推進
 - ウ 救命ボートを活用した訓練の推進（水難救助隊による訓練指導）
 - エ 河川管理者と連携した訓練の実施（実際に船着場や河川を活用した訓練）
 - オ eラーニングの活用
 - (2) 水災活動時の安全管理について
 - ア 水災活動現場における消防活動の留意事項に関する教養（事故事例等により危険予知能力の向上を図る。）
 - イ 指揮者に対する安全管理教養
 - ウ 救命胴衣等水災活動時に使用する保安用具に関する教養
 - オ eラーニングの活用
- 3 河川越水等による浸水時の機能移転計画
 - (1) 消防署隊と連携した団本部の機能移転計画について
 - ア 団本部は署隊本部と同一場所にあることから、署隊本部の移転計画に準ずる。
 - イ 分団本部については、ハザードマップから浸水想定を考慮し、移転計画が必要か

否かを判断する。

- (2) 浸水想定区域内で一時的に最低限移動が必要と考える車両・資機材や移転先又は時期について

ア 警戒レベル3相当でも緊急的に浸水が進む場合には車両、消火資機材及び水災資機材などを高台の場所に移転

イ 警戒レベル4相当で車両、消火資機材及び水災資機材などを高台の場所に移転

- (3) 消防団員の退避時期について

ア 車両及び資機材等が移転すると同時

イ 緊急性のある情報に基づく移転（河川に氾濫危険情報が発令された時期等）

4 広範囲の浸水などの長時間活動に備えた応援体制の構築

- (1) 消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる（消防組織法第18条第33項）を前提とした、相互応援体制のあり方について（隣接応援・行政区内応援・方面内応援）

ア 消防隊の応援と同様に、自己消防団管轄区内の災害状況及び参集状況により対応する。

イ 過去の水災事象を鑑み、相互応援を要する区域を把握する。

- (2) 人員、資機材隣接地域の災害対応補完隊など相互応援の活動内容について
応援を受ける消防署長の所轄において消防団長の指揮の下で行動し、現場指揮者より任務付与を受け活動する。

- (3) 相互応援体制や災害対応補完ができる条件について

ア 自己管轄区域内で水災等の災害発生の危険が少ない場合

イ 隣接管轄区域内との境界地域で同一災害事象の場合

ウ 隣接区域に差し迫った水災危険があり、緊急的に応援が必要な場合

エ 派遣できる消防団員が複数名確保できる場合

5 情報収集体制の強化

- (1) インターネットによる情報収集環境の整備

ア PC、タブレット、スマートフォン等の情報収集端末の配置

イ ウェアラブルカメラの配置

ウ Wi-Fiによるインターネット環境の整備

- (2) オンラインでの情報連絡・報告環境の拡充等について

ア オンライン会議での情報連絡を図る。

イ SNSを活用した消防団員間の早期情報共有を図る。

- (3) 平常時活動での活用方法について

ア 警戒時の情報収集及び訓練指導時に活用を図る。

イ 各種消防団活動状況の情報収集として活用する。

6 住民等からの避難所支援の要請対応

- (1) 消防団は災害対応が本来業務であり最優先事項であることの再確認について
消防団の災害活動は、署隊本部または指揮本部のもと指揮系統の一元化を図り、消防団の保有する装備資機材を十分に活用し、消防署隊との連携による人命救助活動及び被害の軽減を図ることを基本とする。
- (2) 避難所に対する消防団の協力内容や方法について
 - ア 班を編成し、避難所において避難者の情報収集及び応急救護活動等の支援を必要に応じて実施する。
 - イ 班編成は救命講習修了者を含む編成を基本とし、応急救護体制を確保する。
- (3) 災害が発生し又は発生する恐れがある場合における、消防団の避難誘導のあり方及び消防団活動としての要配慮者の避難支援について
 - ア 避難誘導方法
 - (ア) 区と連携を図りながら広報活動を実施するとともに避難所・順路の確保を実施し高齢者等の要配慮者を優先に安全で速やかな避難誘導を実施する。
 - (イ) 避難誘導班を編成し、避難情報について可搬ポンプ積載車等を活用により地域住民に周知を図る。
 - イ 避難場所への搬送方法
 - (ア) 安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断し搬送する。(搬送に必要な資機材を使用できるように事前に準備しておく。)
 - (イ) 地域又は町会単位にあらかじめ指定した避難場所に搬送する。
 - ウ 要配慮者の避難支援の時期
 - (ア) 警戒レベル3相当情報の発表があったとき
 - (イ) 人命危険の災害発生が予測されるとき
 - (ウ) 区から要請したとき

・ 装備資機材・分団本部施設の検討結果

- 1 予想を超える水災に対する装備資機材の増強
 - (1) 人員、資機材の増強による活動能力の向上
 - ア 可搬ポンプ及び可搬ポンプ積載車にGPS機能の導入
 - イ 消防団組織力の向上を図るため、消防団募集活動を実施する。
 - (2) 新たな装備資機材の導入
活動能力及び衛生管理が向上する資機材の導入
胴長、排水ポンプ、土のうに代わる浸水防止資機材（折畳式防水プレート等）皮手袋、消防団用救命ボート
 - (3) 装備資機材の増強について
フローティングストレーナー、フロートロープ、強力ライト（防水型）の整備
 - (4) 資機材の改良による活動能力の向上
 - ア 手引き可搬ポンプ台車の軽量化

イ とび口の軽量化と水深計機能付（浸水場所で足元が確認でき、ごみの除去等に活用）機材の整備

2 分団本部施設の機能向上

(1) 施設の規模

ア 資機材の増強に対応できるスペースや収納倉庫の確保

イ 水災時等の参集に伴うソーシャルディスタンスのスペース確保

ウ 浸水があっても資機材に被害のない収容場所の整備

(2) 施設の機能・設備

ア 情報収集機器の設置スペースの確保

イ 女性用トイレの整備

(3) 資機材の整備

ア 可搬ポンプ積載車配置後の手引きポンプ台車保管場所の整備

イ 感染防止用の仕切り（アクリル板）や換気用扇風機等の整備

千代田区消防団運営委員会スケジュール

(担当 麴町消防署)

	開催日程等	実施内容
第1回	令和2年11月 書面審議	1 令和2年度特別区消防団運営委員会 への諮問事項及び概要について 「水災時において消防団員が効果的に 活動する方策はいかにあるべきか」 2 今後の審議予定等について
第2回	令和3年7月15日(木) 書面審議	千代田区消防団運営委員会答申(案) の策定
	令和3年7月末	千代田区消防団運営委員会答申